

山形県観光分野基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

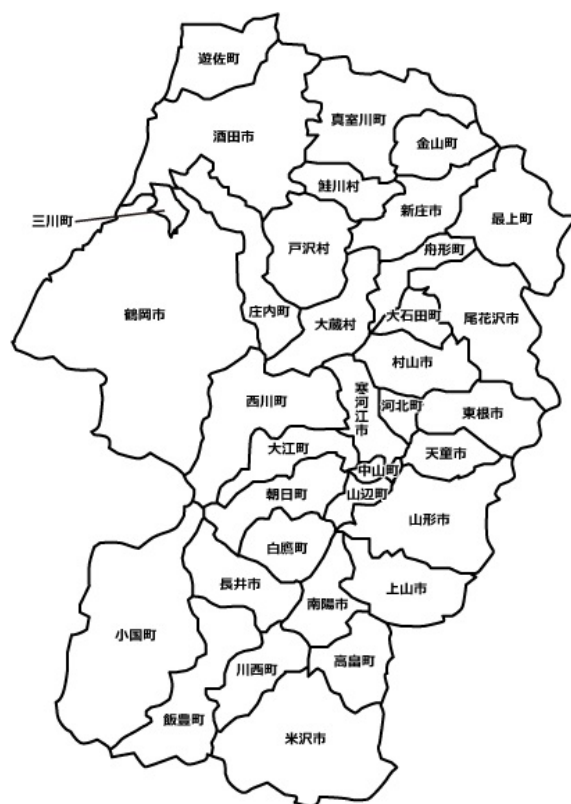
（１）促進区域

設定する区域は、令和３年１月１日現在における山形県全域（山形県山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町）の行政区域とする。概ねの面積は 93 万 2 千ヘクタール程度である。

本区域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する国立公園、国定公園、県立自然公園、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）を含むものであるため、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、「自然環境保全法」に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（国指定）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に規定する生息地等保護区及び「自然再生推進法」に基づく自然再生事業の実施地域は、本促進区域内には存在しない。

(促進区域地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、村山、最上、置賜、庄内の4地域に分かれており、それぞれ城下町ゆかりの文化が栄え、個性と特色のある地域圏を形成している。その4つの地域を結び、縫うように流れる「母なる川」最上川は、古くから舟運が栄え、紅花や米などを北前船によって江戸や上方に運ぶ交通路として地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

本県は、夏季は高温で冬季は積雪が多く、蔵王、月山、鳥海山、吾妻山、飯豊山、朝日岳と日本百名山に数えられる秀麗な山々を擁し、9,323k㎡の県土の約72%を森林が占め、日本で最も多い約230か所の滝や全ての市町村に湧き出る温泉がある自然豊かな土地柄である。古くから出羽三山や鳥海山などの山々を尊び崇める山岳信仰や、草木への感謝と畏敬の念を自然石に刻んだ草木塔に象徴される、人と自然との望ましい関わりを尊重する精神文化を形成してきた。

また本県は、メリハリのある四季、人々の暮らす集落と農地や里山とが綾をなす、自然と人が調和する「東洋のアルカディア」、「もう一つの日本」と呼ばれている。

イ 産業の状況

本県の農林水産業は、こうした自然の恩恵を受け、さくらんぼや米をはじめとした多彩で高品質な農産物の産出や、ブランド化が進む庄内浜産水産物、及び豊富な森林資源を活用し、基盤産業として発展してきた。

特に、明治時代には現在多くのブランド米のルーツとなった「亀ノ尾」が、大正時代には現在のさくらんぼ主力品種となった「佐藤錦」が開発・育成された。そのイノベーションの精神は脈々と受け継がれており、ブランド米の「つや姫」や平成 30 年に本格デビューした「雪若丸」、さくらんぼの「紅秀峰」や令和 5 年に本格デビューを予定している「やまがた紅王」に代表される、卓越した生産技術により消費者に信頼される高品質で多彩な農産物を全国に安定供給し、国全体の食料自給に貢献している。

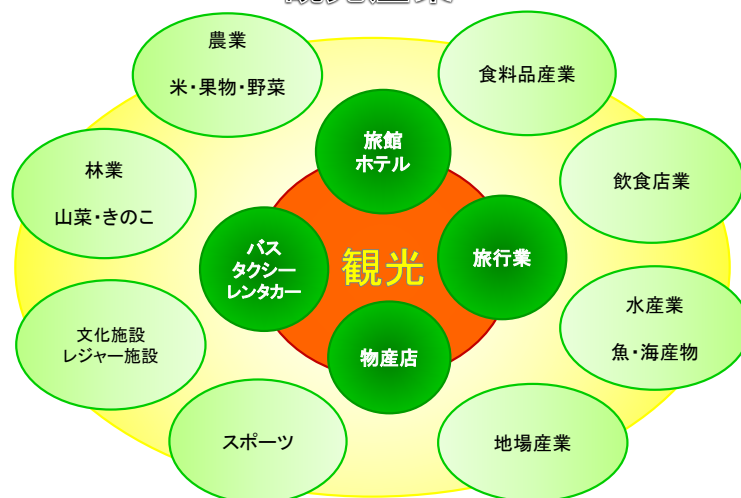
平成 30 年の本県の農業産出額は、前年から 39 億円増の 2,480 億円となり、全国 12 位となっている。中でも米と果樹の栽培が盛んであり、米が 835 億円で全体の 33.7%、果樹等の園芸作物が 1,263 億円で 50.9%を占めている。また、畜産は 361 億円で 14.6%となっている。

本県の工業は、およそ 950 年前の平安時代に遡る鋳物や、米沢藩の再興に尽力した上杉鷹山公が振興した織物をはじめ、時代を経て連綿と受け継がれてきた確かな「ものづくり技術」がある。現在では、これらの技術を基に、電子部品や情報機器、機械などの産業が集積した。

バイオテクノロジー分野においては、鶴岡市にある慶應義塾大学先端生命科学研究所がもつ世界最先端のメタボローム解析技術により得られた研究シーズを、県内企業等が、医療や環境、食品といった幅広い分野において事業化・製品化に活用している。また、がんのメタボローム研究に取り組む国立がん研究センター鶴岡連携研究拠点の設置など、地方創生に向けた取組みが進められている。

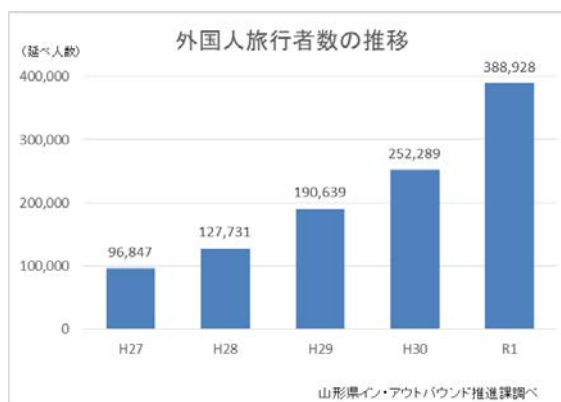
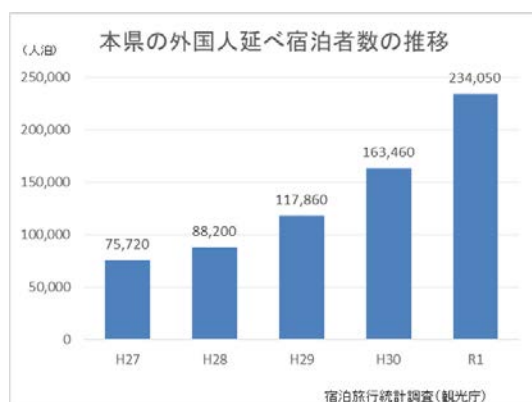
観光産業は、農林水産業、商業、工業その他の産業等との関連が深い上に裾野も広く、経済波及効果が大きい産業であることから、本県経済の持続的な発展や、魅力ある活力に満ちた地域社会を実現する上で重要な役割を担っている。

観光産業



本県には、蔵王、鳥海山、西吾妻山や出羽三山（羽黒山、月山、湯殿山）などの山岳、全ての市町村に湧出する温泉、日本一の生産量を誇るさくらんぼや地域の伝統野菜、米、畜産物、魚介類などの農林水産物、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒やユネスコ食文化創造都市に認定された鶴岡市の「精進料理」をはじめとする豊かな食、受け継がれる伝統産業や世界に誇る先端産業と産業観光など、豊富な観光資源を有しており、平成30年度の観光者数は4,651万人（県内客56.5%、県外客43.5%）と過去最高を記録し、令和元年度も4,531万人（県内客56.5%、県外客43.5%）と、4年連続で4,500万人を超えた。

また、本県の令和元年における外国人延べ宿泊者数は234,050人、立寄り者数も含めた外国人旅行者数は388,928人となり、ともに5年連続で過去最高を記録している。



スポーツ関連では、県内各地でサイクリングやマラソン、トライアスロンなどのスポーツイベントが開催されており、中でも果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会は、東北最大級のマラソン大会として県内外から多くの方が参加している。また、本県は県内観光客の割合が高く、県内全市町村をホームタウンとして活動するサッカーの「モン

テディオ山形」は他チームと比較し優位性があり、さらに県内全域を活動範囲とするバスケットボールの「山形ワイヴァンズ」といったプロスポーツチーム、バレーボールの「プレステージ・インターナショナル アランマーレ」といった企業スポーツチームなど、県民挙げてスポーツチームを応援する土壌がある。さらに、車椅子でのパラグライダー体験ができる南陽スカイパークや文部科学省指定のナショナルトレーニングセンター高地トレーニング拠点施設となっている蔵王坊平アスリートヴィレッジなど、スポーツツーリズム推進のための土台がしっかりと存在している。令和3年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、東北で最も多い1県14市町が登録するホストタウンを活かした交流事業の促進や県内への各国の事前キャンプ等の誘致活動、「山形県スポーツコミッション」による官民挙げたスポーツ合宿・大会・イベント等の本県への誘致と受入支援の取組みを進めている。

本県の文化・芸術に関しては、開山1400年を誇る日本遺産の出羽三山に代表される精神文化、最上川によってもたらされた舟運文化、自然の恵みに育まれた農耕文化が残されており、また、齋藤茂吉や藤沢周平、土門拳などの日本を代表する文化人を輩出している。さらには、国内外に誇る世界的な名画を所蔵・展示する山形美術館や、東北初のプロオーケストラで、平成29年度にレコード・アカデミー賞を受賞し、全国的にも評価されている山形交響楽団が質の高い文化芸術活動を行っているほか、国指定重要無形民俗文化財に指定されている黒川能や林家舞楽といった民俗芸能、ユネスコ無形文化遺産の新庄まつりなど、地域の祭りが守り伝えられ、暮らしに文化が息づき伝統文化の継承が図られている。

さらに、山形国際ドキュメンタリー映画祭や東北四大祭りの一つで本県を代表する夏祭りである「山形花笠まつり」、直径6.5メートルの大鍋で芋煮がふるまわれる秋の一大イベント「日本一の芋煮会フェスティバル」など、地域の特性を活かした魅力あふれる様々な文化交流が作り上げられている。

令和2年5月には、東北地方屈指の収容人数を誇る2,001席の大ホールを中心とした山形県の新たな文化芸術拠点「山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）」が開館し、本県の文化芸術活動、多様な交流及び魅力発信の拠点として地域の活性化を図っている。

しかしながら、令和2年には国内において新型コロナウイルスの感染が拡大し、移動の自粛や文化芸術・スポーツイベントの中止、入国制限措置などが行われ、経済活動は急速に縮小し、観光事業者のみならず関連する幅広い産業に甚大な影響を及ぼしている。

ウ インフラの整備状況

（道路）

高速道路は、内陸部を縦貫する東北中央自動車道、日本海側を縦貫する日本海沿岸東

北自動車道、太平洋側と日本海側を結ぶ東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）の3路線がある。

東北中央自動車道は、平成31年4月に福島市から東根市までつながり、山形市、仙台市、福島市の南東北3県の県都が環状ネットワークで結ばれたほか、令和4年には新庄市までが、令和7年度には金山町までがつながる予定である。また、日本海沿岸東北自動車道は、令和8年度に秋田県境部のミッシングリンクが解消される予定である。この他、地域高規格道路の新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路も着実に整備が進んでいる。

また、山形福島新潟広域観光活性化計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、山形、福島、新潟3県の連携による広域観光に向けて一般国道などの整備を進めている。

今後、こうした高速道路をはじめとする道路ネットワークの整備が進むことにより、県内外からのアクセス性が更に向上し、周遊観光の促進等が期待される。

（鉄道）

鉄道は、内陸に奥羽本線、庄内に羽越本線が南北に縦貫し、陸羽西線、米坂線が肋骨状に両線を連絡している。また、陸羽東線と仙山線が太平洋側の東北本線と肋骨状に結んでおり、さらに、左沢線、フラワー長井線が奥羽本線から分岐している。

奥羽本線、羽越本線、仙山線、米坂線及び陸羽東線は、県外への連絡交通線としての役割を担い、陸羽西線は庄内地域と内陸地域を結ぶ唯一の鉄道であり、左沢線、フラワー長井線は地域内連絡交通線としての性格をもっている。

また、山形新幹線は、平成4年の開業以来、本県と首都圏を結ぶ大動脈となっており、平成11年には新庄まで延伸し、東京～山形間は約2時間半で結ばれている。

（空港）

空路は、山形空港、庄内空港と2つの玄関口がある。山形空港は、令和3年1月現在、羽田便と名古屋便が1日2往復、大阪便が1日3往復、札幌便が1日1往復、運航している。また、庄内空港は、羽田便が1日4往復、成田便が1日1往復運航しており、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。本県では、山形空港及び庄内空港への国際チャーター便の誘致に積極的に取り組み、令和元年度には年間250便が運航した。

さらに、隣接する宮城県の仙台空港は、国際定期路線として、ソウル（週7便）、バンコク（週3便）、上海・北京・大連（週2便）、台北（週14便）を運航しており、本県から距離的にも時間的にも近く、外国人旅行者を本県に呼び込む重要な空港となっている。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う移動の自粛や入国制限措置などから、令和2年には各航空会社が相次いで運休を発表し、需要の回復には相当の期間を要することが想定されている。

(港湾)

重要港湾である酒田港は、本県唯一の貿易港として重要な役割を果たしており、国際定期コンテナ航路は、毎週、韓国便 1 便、中国・韓国便 3 便が運航されている。国際コンテナ貨物量は、平成 26 年から平成 29 年まで 4 年連続で過去最高を記録し、現在も高い水準を維持し、本県の産業経済活動と広域交流活動を牽引している。現在、県、酒田市、国、地元企業等で組織された「“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会」が中心となり関係機関と連携しながら国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開するとともに、観光誘客や地域活性化を図るため、外航クルーズ船等の誘致に取り組んでいる。平成 29 年 8 月には外航クルーズ船の酒田港への初寄港が実現し、平成 30 年度には 3 回、令和元年度には 5 回の寄港が実現した。クルーズ船の寄港拡大により、港湾の利活用や観光誘客の促進、消費の拡大など地域経済への波及効果が期待されている。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2 年度に予定されていた 6 回の寄港は全てキャンセルとなった。今後の需要回復には相当の期間を要することが想定される。

(離島航路)

本土と飛島を結ぶ航路は、市営定期船「とびしま」(253 t、定員 230 名)が唯一の交通機関であり、勝浦港と酒田港との間を 75 分で結んでいる。この定期航路は、島民の生活航路であると同時に、観光航路としての性格も持っており、通常期は 1 日 1 往復、観光シーズンには 1 日 2～3 往復の運航を行っている。

エ 人口の分布の状況

本県の令和 2 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口は 1,082,296 人、令和 2 年 10 月 1 日時点の面積に基づく人口密度は 116 人/㎢と、全国で 6 番目に低い。

また、本県の将来推計人口は、平成 27 年の 112 万人から 30 年後の令和 27 年には 77 万人となり 31.3%減少する見込みである。(図表 1) さらに 20～39 歳の女性はより顕著な減少傾向を示しており、50.2%減少する見込みとなっている。

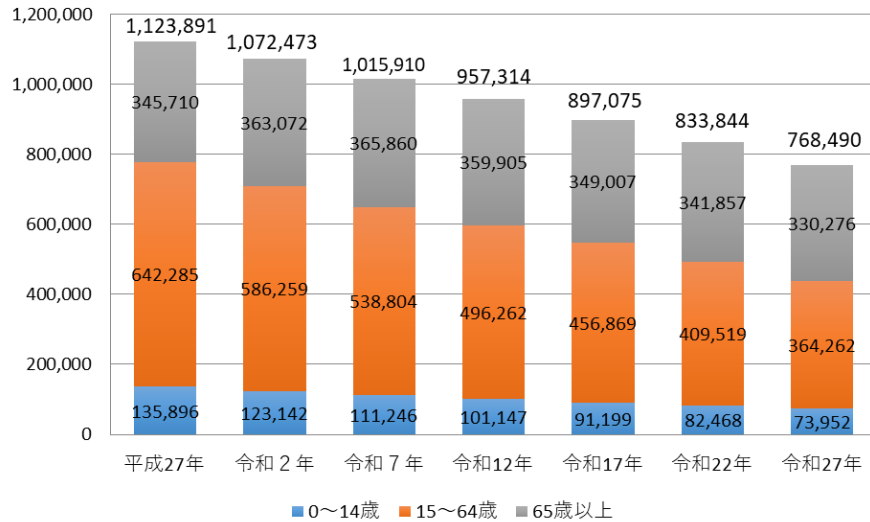
年齢別県外転入・転出者数を見ると、18～24 歳の若者の転出超過が目立ち、県全体の転出超過総数の 67.7%を占めており、若者の県外流出が県人口の減少の大きな要因となっている。(図表 2)

就業人口においても年々減少しており、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で総数は 8.1%減少し、第 1 次産業は 21.9%、第 2 次産業は 14.3%減少している。

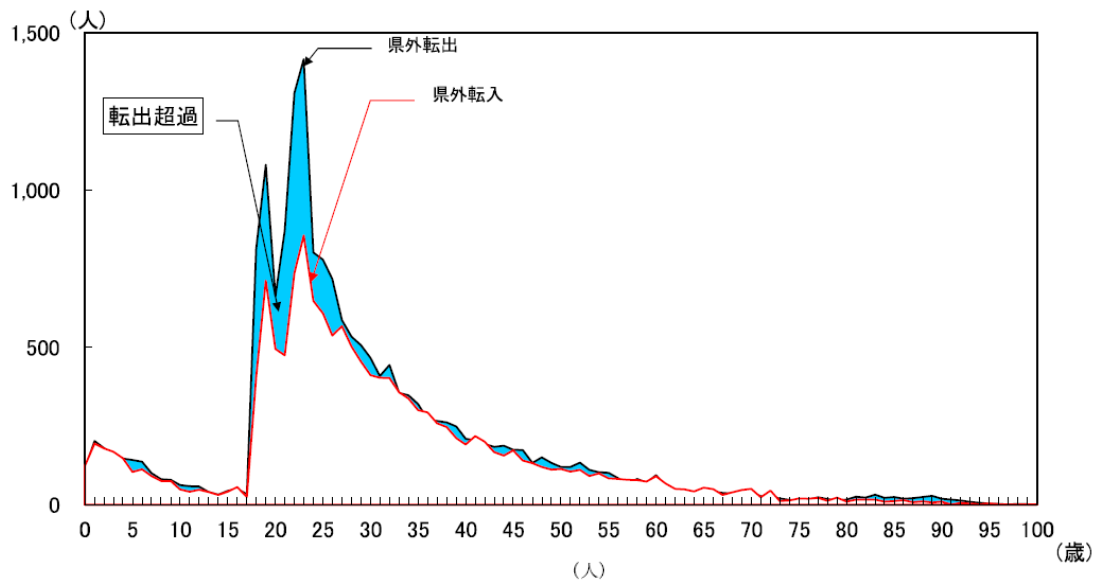
産業別就業人口の構成比をみると、第 3 次産業が過半数を占めており、近年その比率が拡大してきている。第 3 次産業では、卸・小売業の比率が最大となっており、次いで医療・福祉となっている。(図表 3)

(図表1 山形県の将来推計人口)

山形県の将来推計人口



(図表2 年齢別県外転入・転出者数(平成30年10月～令和元年9月))

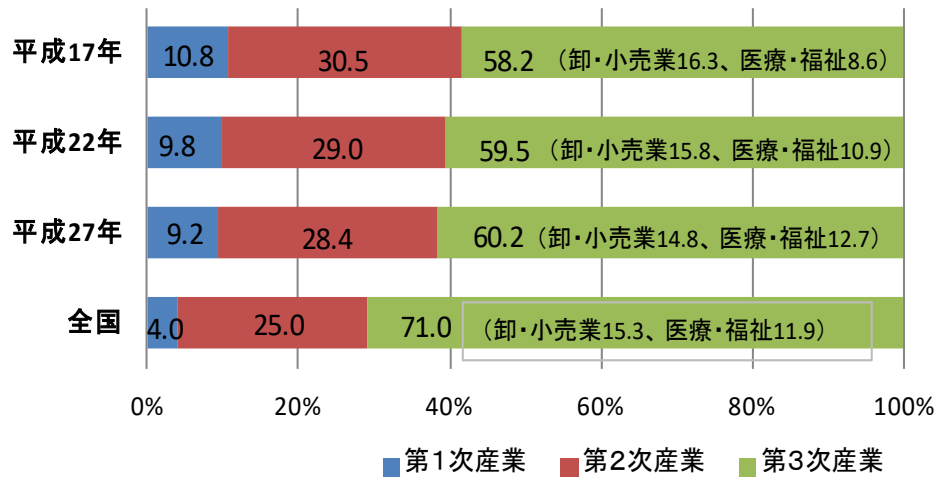


	県外転入	県外転出	転出超過
18歳	406	813	△407
19歳	712	1,081	△369
20歳	495	663	△168
21歳	474	872	△398
22歳	736	1,309	△573
23歳	855	1,416	△561
24歳	648	802	△154
計	4,326	6,956	△2,630

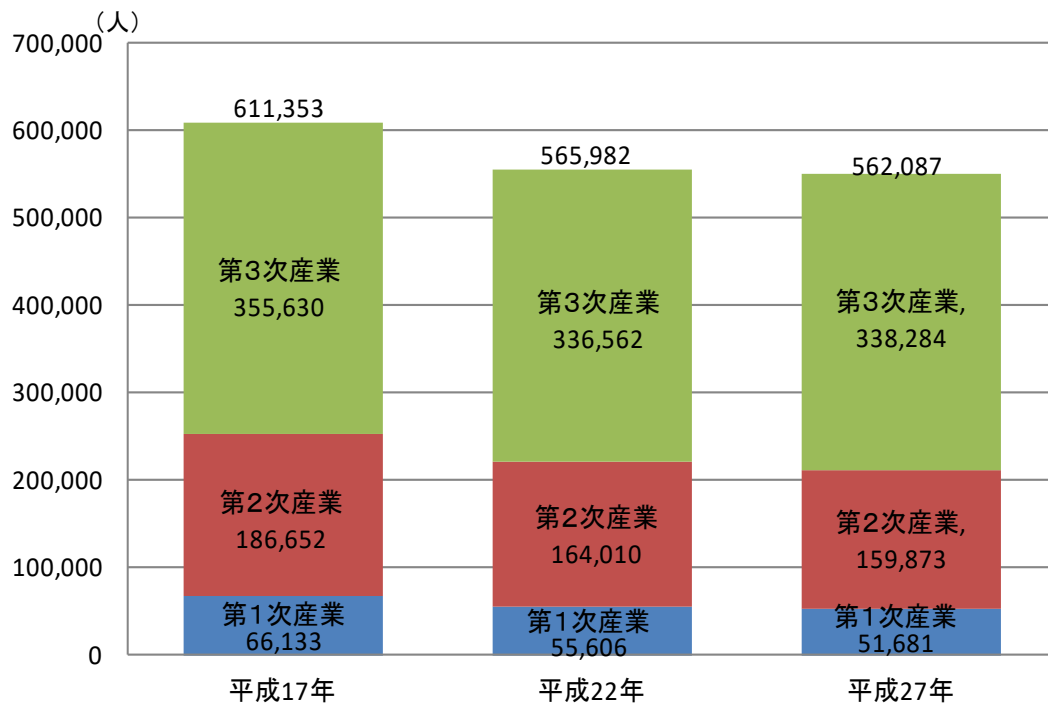
資料「山形県の人口と世帯数」
調査期間：平成30年10月～令和元年9月

(図表3 産業別就業人口及び構成比の推移)

産業別就業人口の構成比の推移



産業別就業人口の推移



資料：総務省「国勢調査」※総数には「分類不能」の産業を含む。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

観光産業（宿泊業、飲食サービス業など）は、農林水産業、商業、工業その他の産業との関連が深い上に裾野も広く、経済波及効果が大きい産業であることから、本県経済の持続的な発展や、魅力ある活力に満ちた地域社会を実現する上で重要な役割を担っている。

本県には、全ての市町村に湧出する温泉、日本一の生産量を誇るさくらんぼや地域の伝統野菜、米、畜産物、魚介類などの農林水産物、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒などの豊かな食、開山1400年を誇る日本遺産の出羽三山に代表される精神文化、黒川能や黒森歌舞伎、林家舞楽などの伝統芸能、全市町村がホームタウンとなっているモンテディオ山形など豊富な観光資源がある。

本県では、「おもてなし山形県観光条例」に基づき、観光振興の戦略と方向性を明らかにし、本県観光振興の指針となる「第2次おもてなし山形県観光計画」を令和2年3月に策定した。この計画では、スポーツや文化を含めた本県の観光資源などを生かし、「県民総参加」と「全産業参加」による観光振興を推進することとしている。具体的施策としては、山形県観光情報ポータルサイトへのアクセスデータや観光統計データなどから、来訪者の興味や関心を分析し、施策を展開するデジタルマーケティング、インターネット上で閲覧者の興味・関心に応じ、本県への観光につながりやすい層に対する広告の展開などを行うデジタルプロモーション、オンラインでの商談会実施などにより、魅力ある活力に満ちた地域社会を築き、「観光立県山形」の確立を図る。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い大きく落ち込んだ県内経済に対し、本県の自然あふれるゆとりある空間と豊かな観光資源を活用する。例えば、ワーケーションやマイクロツーリズムなどの新たな旅行需要の変化に、地域経済牽引事業を創出することで、観光産業（宿泊業、飲食サービス業など）の新たな付加価値創出につなげ、さらに関連する県内の農林水産業、商業、工業その他の産業等にも経済波及効果を拡大させることで、県全域の経済の好循環を生み出す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
観光産業に係る地域 経済牽引事業による 付加価値創出額	0 千円	362,000 千円	—

(算定根拠)

1 事業当たりの付加価値額 3,620 万円（山形県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成28年））を創出する地域経済牽引事業を10件（計画期間）創出

し、促進区域で 362 百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、K P I として、観光産業に係る地域経済牽引事業の新規事業件数に加え、地域経済牽引事業における新規雇用者数を設定する。

【任意記載の K P I】

K P I	現状	計画終了後	増加率
観光産業に係る地域経済牽引事業の新規事業件数	6 件 (H29～R 2)	10 件 (R 3～R 7)	66.7%
地域経済牽引事業における新規雇用者数	—	50 人	—

※現状の観光産業に係る地域経済牽引事業の新規事業件数については、令和 2 年度の見込み値を記載

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の実施期間における付加価値創出額が、山形県の 1 事業所あたり平均付加価値額である 3,620 万円（経済センサス活動調査（平成 28 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進地域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 10%以上増加すること。

（算定根拠）

令和 2 年 7 月 31 日「中長期の経済財政に関する試算」の実質 GDP 成長率の 2024 年ベースラインケース（1.7%）と成長実現ケース（2.3%）の平均となる年間 2%以上を想定し、年間 2%で計画期間 5 年間から算定。

- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

- (1) 重点促進区域
- (2) 区域設定の理由
- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

- 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

- (1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性①】 さくらんぼ、蔵王温泉、鳥海山、酒蔵・ワイナリー等の観光資源

【活用戦略】 観光分野

【地域の特性②】 モンテディオ山形、さくらんぼマラソン大会、日本遺産の出羽三山、山形交響楽団等のスポーツ・文化・芸術資源

【活用戦略】 観光分野

【地域の特性③】 山形空港、庄内空港、酒田港等の交通インフラを活用したインバウンド関連

【活用戦略】 観光分野

- (2) 選定の理由

【地域の特性①】 さくらんぼ、蔵王温泉、鳥海山、酒蔵・ワイナリー等の観光資源

【活用戦略】 観光分野

本県には、さくらんぼや地域の伝統野菜などの農林水産物や、個性豊かな酒蔵やワイナリーが育んだ県産酒などの豊かな食、全市町村から湧出する温泉、蔵王、鳥海山、西吾妻山や、飛島などの自然、受け継がれる伝統産業や世界に誇る先端産業などの産業観光など、多くの観光資源を有している。

特に、日本一の収穫量を誇るさくらんぼについては、400以上のさくらんぼ観光果樹園を有し、おおよそ6月中旬から7月中旬までの1か月間で、約50万人の観光客が来園している。

また、開湯1900年の歴史を誇る蔵王温泉は、5つの源泉群と47の源泉を持ち、ホテル・旅館のほか、共同浴場や日帰り入浴施設などでも、強酸性の硫黄泉を楽しむことができ、令和元年度の観光客数は約80万人となっている。蔵王温泉を含めた温泉観光地における令和元年度の観光者数は約983万人と県全体の観光者数の約2割を占め、重要な観光資源となっている。高山植物の宝庫とも呼ばれる鳥海山は、日本百名山、花

の百名山にも名前を連ね、全国から多くの登山家が訪れる山で、観光客数は、令和元年度約24万人となっている。

さらに、本県は、52 の酒蔵がある全国有数の日本酒の産地であり、酒造に適した米の育種と生産、個性豊かな酒蔵による醸造をもとに、清酒 の地理的表示 (GI) に「山形」 として指定される等、世界に誇るべき高品質の日本酒が生み出されている。県内の 17 のワイナリーも、県産ぶどうを使用したワイン醸造の水準は高く、ワイン特区の認定を契機として新たなワイナリーが設立されるという動きも出てきている。

本県では、これらの観光資源等を生かし、「県民の総参加」と「全産業の参加」による観光振興施策の実施を通して、観光による交流人口の拡大を図り、本県経済を持続的に発展させるとともに、魅力ある活力に満ちた地域社会を築く「観光立県山形」の実現を目指すため、「おもてなし山形県観光条例」に基づき、平成27年3月に「おもてなし山形県観光計画（計画期間：平成27年度から令和元年度）」を策定した。計画に基づく各種施策の展開により、平成30年度の観光者数は4,651万人と過去最高を記録し、令和元年度も4,531万人と、4年連続で4,500万人を超えた。

令和2年3月には「第2次おもてなし山形県観光計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）」を策定し、観光消費額の拡大に向け、消費単価・訪問者数アップを両輪に、デジタルマーケティングの展開と「山形ならではの」特性・資源を活用した、SDGs の視点による「魅力的な観光地域づくり」、「効果的な情報発信」、「観光交流人口の拡大」、「観光産業の成長促進による地域活性化」からなる「基本的施策」と「ICT等を活用したインバウンド拡大の加速化」、「稼ぐ観光地域づくりによる地域活性化」、「各種ツーリズムの推進」からなる「リーディングプロジェクト」を展開している。

今後、本県ならではの自然あふれるゆとりある空間と多様で魅力に富んだ観光資源を最大限に活用する地域経済牽引事業の創出を促進し、観光地域づくりや、宿泊施設・観光施設・飲食店・商業施設等の活性化、着地型旅行商品の造成・販売、二次交通等の受入環境の整備・魅力向上を図るとともに、旅行者視点での戦略的な誘客や効果的なプロモーションなどを国内外で展開し、選ばれる「観光地」を目指し、観光消費額や雇用の拡大を図る。

【地域の特性②】モンテディオ山形、さくらんぼマラソン大会、日本遺産の出羽三山、山形交響楽団等のスポーツ・文化・芸術資源

【活用戦略】観光分野

「モンテディオ山形」は、本県唯一のプロサッカークラブとして、平成10年に社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会運営の下でスタートし、県内全市町村をホームタウンとして活動している。平成21年から3年間、また、平成27年にはJ1リーグに所属するなど、県民にとって無くてはならない存在となっており、県内すべての市町村に

市町村応援デーを設定し、県民挙げて応援するなど「モンテディオ山形」のホームゲームには、県内外から年間約 17 万人の観戦者が訪れている。

また、県内各地でサイクリングやマラソン、トライアスロンなどのスポーツイベントが開催され、県内外から多くの方が参加しており、果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会は、東北最大級のマラソン大会であり、県内外から 1 万人以上が参加するなど、交流人口の拡大や地域活性化につながっている。

令和 3 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、本県村山市において、ブルガリア共和国の新体操チームの事前キャンプを全国に先駆けて実施しているほか、県内の他の市町村においても数多くの温泉や豊かな食を生かしたおもてなしにより、事前キャンプにおける良好な滞在環境を提供するとともに、ホストタウンの取組みを通じた相手国との交流拡大が期待される。

文化・芸術に関しては、日本遺産の出羽三山や山寺、慈恩寺など大切に受け継がれる精神文化、国内外に誇る世界的な名画を有する山形美術館や東北初のプロオーケストラとして 40 年以上の歴史を誇り、平成 29 年に発売した「モーツァルト交響曲全集」が、第 55 回レコード・アカデミー賞（特別部門 企画・制作）を受賞するなど、質の高い演奏で全国的にも評価されている山形交響楽団、国指定重要無形民俗文化財に指定されている黒川能や林家舞楽といった民俗芸能、ユネスコ無形文化遺産の新庄まつりなどの地域の祭り、さらに、日本遺産として認定されている「北前船寄港地・船主集落」や「サムライゆかりのシルク」、「山寺が支えた紅花文化」など、地域の風土に根差した伝統文化が息づき、世代を超えて受け継がれている。

日本遺産の出羽三山については、月山、羽黒山、湯殿山それぞれの山頂にある神社を総称して出羽三山神社といい、羽黒山には 3 社の神を併せて祀る三神合祭殿があり、古くから山岳修験の山として知られている。羽黒山内には、国宝に指定されている「羽黒山五重塔」をはじめ、重要文化財が数多く点在し、四季を通じて、参拝・観光客が数多く訪れており、令和元年度の観光客は約 72 万人となっている。

また、文化施設等の令和元年度の入場者数は約 36 万人となり、国内外への情報発信による交流人口の拡大、地域活性化等を図るため、本県ならではの文化プログラムの積極的な展開を図っている。

スポーツを通じた地域・経済活性化のためには、スポーツ環境の充実、そしてスポーツ人口を拡大する好循環が重要である。そのため、地域経済牽引事業の創出を促進し、地域が連携して、スポーツツーリズムや、多数の参加者・観衆が見込めるスポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域活性化に向けた取組を推進するとともに、スポーツ施設の魅力・収益性の向上を進め、旅行者ニーズに応じた戦略的な誘客や効果的なプロモーションなどを国内外で展開し、観光消費額や雇用の拡大を図る。

文化・芸術に関しても、地域経済牽引事業の創出を促進し、地域が連携して、令和 3

年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて県内で多様な文化プログラムが展開されるよう取組みを進めるとともに、文化施設や文化財活用などの環境を整備し、魅力・収益性の向上を進め、旅行者ニーズに応じた戦略的な誘客や効果的なプロモーションなどを国内外で展開し、観光消費額や雇用の拡大を図る。

**【地域の特性③】山形空港、庄内空港、酒田港等の交通インフラを活用したインバウンド
関連**

【活用戦略】観光分野

山形空港は、羽田便 2 往復、大阪便 3 往復、名古屋便 2 往復、札幌便 1 往復運航しており、令和元年度の利用者は 318,995 人となっている。庄内空港は、羽田便 4 往復に加え、令和元年 8 月には成田便が 1 往復運航しており、令和元年度の利用者は 418,805 人となっている。県では、これら 2 つの空港と結ばれている国内最大のハブ空港である東京国際空港（羽田空港）等との乗継を促進するとともに、国際定期便が充実する仙台空港などの他県の空港からの本県へのルートづくりを重要な取組みとし、インバウンドの拡大を図っている。さらに、国際定期便が就航していない山形空港及び庄内空港へは、国際チャーター便の就航を働きかけており、平成 30 年度には本県初となる台湾からの国際定期チャーター便が就航。令和元年度には 250 便約 3 万人を受け入れるなど、令和元年の訪日外国人宿泊者数の伸びは前年比 43.2%増の全国第 2 位と大きな伸びを見せ、5 年連続で過去最高を記録した。

重要港湾である酒田港は、本県唯一の貿易港として大きな役割を果たしており、国際定期コンテナ航路は、毎週、韓国便 1 便、中国・韓国便 3 便が運航され、本県の産業経済活動と広域交流活動を牽引している。また、平成 29 年 4 月には、岸壁付帯施設の改良工事により、東北地方で初めて 16 万トン級の大型クルーズ船の受入が可能となった。令和元年に寄港した外航クルーズ船の乗客アンケートにおいては、「感動した日本の港」の 1 位に酒田港が選ばれるなど、本県でもクルーズ船の誘致に力を入れている。

本県の来訪者を国・地域別にみると、台湾、中国、韓国、香港で全体の約 4 分の 3 を占め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後においても、台湾では、引き続き旅行先として日本を訪問したいとの回答が多いという調査結果もあり、新型コロナウイルス感染収束後において、「密」を避けた訪日旅行先として、本県へのインバウンド誘客は期待できる。東南アジアからの旅行者も増加傾向にあるが、本県の外国人旅行者については、立寄り先・宿泊先にある程度の偏りが見られることから、これを広げるための受入態勢づくりとともに、大半を占める台湾をはじめとした東アジアからの誘客を継続・強化することに加え、本県の観光資源と相性がよい欧米豪、経済成長が著しい A S E A N 諸国など、幅広い国々への情報発信による知名度向上など、外国人旅行者の誘客に向けた一層の取組みが必要である。

より多くの外国人観光客を本県へ呼び込むため、地域経済牽引事業の創出を促進

し、デジタルマーケティングを活用して、対象国の嗜好を踏まえ、本県の有する優れた観光資源を活かした効果的なプロモーションや本県ならではのテーマ性のある旅行商品の企画・造成を促進するとともに、隣県の観光資源ともタイアップし相乗的な魅力の売り込みを進める。また、対象国からの交通の利便性を向上させ、来県経路の拡大を図るとともに、外国人観光客が快適に県内を周遊できるよう受入態勢を充実させることで、魅力・収益性の向上を進め、観光消費額や雇用の拡大を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、スポーツ・文化を含めた観光分野を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方税の課税免除制度

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の地方税について、課税免除を行う。

② 地方創生推進交付金の活用

地方創生推進交付金等の地方創生施策関係制度を活用し、山形県観光分野基本計画における地域の特性及び活用戦略を踏まえた取組みを進める。

地域の特性等との関係及び具体的な事業内容は以下のとおりである。

イ) さくらんぼ、蔵王温泉、鳥海山、酒蔵・ワイナリー等の観光資源を活用した観光分野については、観光地域づくりや、宿泊施設・観光施設・飲食店・商業施設等の活性化、着地型旅行商品の造成及び販売チャネルの拡大・多様化、二次交通等の受入環境の整備・魅力向上、また、戦略的な誘客や効果的なプロモーション等、観光消費額や雇用の拡大等を図る民間事業者・団体等の取組みに対し支援する。

- ・ 観光による交流人口拡大を目指す官民共同の組織や民間事業者等が行う日本遺産の構成文化財等の観光資源を活かした、観光ルートの確立と、誘客を促進するための観光イベントの拡充、また、併せて、日本遺産構成文化財や地域の「食」の魅力アップを図るための中核となる施設整備等、地域を牽引する民間事業者・団体等の取組み等の支援。
- ・ 旅行者ニーズに合った宿泊施設の整備・運営や、滞在型観光の強化に資する環境整備、6次産業化による特産品の開発・製造・販売の支援等、地域の食の魅力と観光の連携等を通じ観光消費額の増加を図る地域を牽引する民間事業者・団体等

の取組等の支援。

ロ) モンテディオ山形、さくらんぼマラソン大会、日本遺産の出羽三山、山形交響楽団等のスポーツ・文化・芸術資源を活用した観光分野については、スポーツツーリズムや、スポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致、スポーツ施設の魅力・収益性の向上のための環境整備、戦略的な誘客や効果的なプロモーション等、観光消費額や雇用の拡大を図る取組みを支援する。また、文化・芸術に関して、多様な文化プログラムの展開や、文化施設や文化財活用などの環境整備、戦略的な誘客や効果的なプロモーション等、観光消費額や雇用の拡大を図る取組みを支援する。

ハ) 山形空港、庄内空港、酒田港等の交通インフラを活用したインバウンド関連の観光分野については、効果的なプロモーションや本県ならではのテーマ性のある旅行商品の企画・造成・販売、対象国からの交通の利便性の向上、来県経路の拡大、外国人観光客が快適に県内を周遊できる受入態勢の充実等、観光消費額や雇用の拡大等を図る民間事業者・団体等の取組みに対し支援する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 地域情報

本県では、人口や交通等の社会基盤、各種経済指標、観光情報等の統計調査結果をホームページ上で公開しており、これについて事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。

また、県内観光関係団体に対し山形県観光情報ポータルサイトのアクセス分析を行い、分析結果の共有を図る。

② 個人情報保護

上記①を進めるにあたっては、山形県個人情報保護条例に基づき、個人情報が保護されるよう適切な管理を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村と県の連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応する。

②関連する計画との連携

県域を超えた広域的な誘客を推進するため、「広域的地域活性化法」に基づく広域的
地域活性化基盤整備計画と整合性を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和3年度(初年度)	令和4年度から令和 6年度	令和7年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 不動産取得税の減 免措置	運用	運用	運用
② 地方創生交付金の 活用	新規事業の検討及び 運用	新規事業の検討及び 運用	新規事業の検討、 運用及び評価
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
①地域情報の提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談受付	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、公益社団法人山形県観光物産協会、一般社団法人東北観光推進機構、一般社団法人山形県国際経済振興機構、公益財団法人山形県企業振興公社、山形県が設置する山形県工業技術センター、地域DMO等、高等教育機関である山形大学、地域の金融機関などの地域に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。このため、本県では、これらの支援機関による連携支援計画の作成に向け、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益社団法人山形県観光物産協会

令和2年3月に日本版DMO(地域連携DMO)へ登録。山形県における観光及び物産事業の振興を図る。

a. 観光振興部門

・教育旅行誘致事業、海外誘致プロモーション事業、観光キャンペーンの推進、やまがた観光情報センター運営 等

b. 物産振興部門

・物産展等の催事の開催、県産品の通販サイト「とっておきの山形」の運営 等

②一般社団法人東北観光推進機構

平成 29 年 11 月に日本版DMO（広域連携DMO）へ登録。東北 6 県及び新潟県（以下「東北 7 県」という。）における、広域連携による観光産業振興と地域経済の発展への寄与を目的とし、次の事業を実施。

- a. 海外からの観光客等を誘致するための事業
- b. 国内観光客及び教育旅行を誘致するための事業
- c. 東北の認知度向上及び観光客の満足度向上のための事業
- d. 広域観光戦略の策定と推進体制づくりのための事業

③一般社団法人山形県国際経済振興機構

山形県内事業者の輸出や海外取引等、海外ビジネス展開を総合的に支援。①相談受付、②情報提供、③取引支援、④販路開拓、⑤助成制度の 5 つの機能により、県産品輸出等に対する支援を実施。

また、中国黒龍江省ハルビン市に設置している「山形県ハルビン事務所」（平成 23 年 10 月開設）を中国現地活動拠点として、山形県と中国との経済交流のみならず、技術・学術・文化・観光等も含めた多面的な交流連携を展開。

④公益財団法人山形県企業振興公社

宿泊業や飲食業、食品加工業などを営む県内企業等からの新商品開発、売上拡大、経営改善などの相談に対する指導、助言等を実施するほか、民間の専門家による診断・助言を実施することにより、課題解決を支援。

⑤山形県工業技術センター

本県全域における製造業等の課題解決、技術高度化を目的に、技術相談対応、研究開発、企業との共同研究、先導的・戦略的な研究プロジェクト推進、受託試験・設備使用、研修等による技術者養成、他の連携支援機関・大学等外部機関との連携等、幅広く地域の企業を支援。

観光産業と関連性がある「食品」・「醸造」の分野については、米やラ・フランス、さくらんぼなどの県産農産品や、日本酒やワインなどの地域資源を活用した付加価値の高い新たな製品開発に関する技術支援を実施。

⑥地域DMO等

地域における観光産業振興、観光消費の拡大等に資する地域の観光マネジメント機関の造成に向けた取組みやDMOに近い機能を持つ組織の形成が各地域で進められている。

これらのDMOやDMOの形成を支援する機関の協力を得て、各地域における効果的な観光産業の活性化の支援を実現していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本区域は、数多くの秀麗な山々や県土を縦貫する最上川、雄大な日本海など、美しく豊かな自然に恵まれている。本基本計画の推進にあたっては、山形県環境基本条例の目指す「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向けて、山形県環境計画に基づき、資源・エネルギーの利用の効率化及び循環の促進など環境の保全に十分に配慮しながら、地域社会や住民生活との調和共存を図っていくことが重要である。

このため、当該区域においては、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して課題が生じうる事項への対策については、住民の理解を得るため、事業者と行政が一体となって、事前に十分な説明を行い、地域の安全と平穩の確保に努める。また、国や県、市町村が定める各種計画等との調和の保持に十分に配慮する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、「自然再生推進法」に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等の環境保全上重要な地域）内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め環境省地方環境事務所及び県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これら多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。国立公園・国定公園区域を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、環境省地方環境事務所（または県自然環境保全部局）と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、県では、平成19年に施行された「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づく「第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の推進により、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の取組を行う。

ア 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

ａ 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の管理維持

- ・ 通学路の安全性を確保するため、道路等の施設を適切に維持管理するほか、安全点検等を含め定期的なパトロールを実施する。

b 防犯設備等の整備・改善の促進

- ・市町村や関係団体に対して、研修会や防犯出前講座等を活用し、防犯指針を踏まえ、道路・公園・空き地の見通しや照度の確保、地下道・空き家等の危険箇所の適切な管理、必要な箇所への防犯ベル・赤色灯、女性・子どもの安全に配慮した郊外における暗がり対策として照明設備の設置など地域の安全点検の実施を働きかけ、防犯設備等の整備・改善を促進する。

イ 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

a 住宅防犯に関する情報提供

- ・研修会や街頭広報、相談窓口等において、住宅における防犯対策を積極的に紹介し、被害の未然防止を図る。

b 関係機関等と連携した防犯設備・機器の普及

- ・防犯設備に関する専門的な知識を有する防犯設備士や警備業者、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者と連携し、防犯性能の高い設備・機材の普及に努める。

ウ 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上

a 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導

- ・深夜営業のファーストフード店等、防犯体制の強化が求められる業種との連携を強化するとともに、防犯協議会等防犯ネットワークの加盟を促進し、防犯設備の整備・改善及び従業員等の安全指導を徹底して防犯対策の強化を図る。

b 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進

- ・防犯体制の強化が求められる業種に、犯罪発生情報の提供や防犯資機材の紹介を行い、防犯意識の高揚と防犯資機材の整備促進を図る。

c 模擬強盗訓練による緊急時の適切な対応の習得

- ・防犯資機材の設置や管理状況等の指導を行うほか、模擬強盗訓練を実施し、従業員等の意識改善を行うとともに、緊急時の適切な対応の習得促進を図る。

d 大規模小売店舗の防犯対策への協力

- ・「大規模小売店舗立地法」に基づく届出があった場合、防犯設備の充実、施設管理の強化、緊急通報体制などについて協力を求めている。

e 事業所等における犯罪を減少させる指針の普及

- ・犯罪を減少させ安全で安心な地域づくりを推進するため、事業所等における防犯性を向上させる構造、設備等に関する指針を踏まえ、防犯環境の醸成と防犯意識の啓発に努める。

(3) その他

「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」に記載したK P Iの達成状況等の整理・分析を毎年行い、事業等の進捗状況や課題を明らかにした上で、

経済的目標の達成に向けた事業の内容の見直し、改善を図る。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和7年度の末日までとする。